第103回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

- 1 日 時 令和3年6月21日(月) 午後2時から午後4時45分まで
- 2 場 所 ひょうご女性交流館 501 号室
- 3 出席者 部会長 山下 淳
 委員 岡 絵理子
 委員 片山 朋子
 委員 住友 聰一
 委員 北川 博巳

4 審議案件

第1号議案 小野市における(仮称)ハローズ小野店の新築に係る知事の意見について(条例第4条第2項)

第2号議案 相生市における(仮称)ドラッグコスモス相生大島店の 新築に係る知事の意見について(条例第4条第2項)

5 審議の概要 別紙のとおり

審議の概要

事務局から計画施設の概要(まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐車需要の充足等交通に係る事項等)について説明した後、審議を行った。

委 員: 古墳や神社に隣接する場所だが、小野市のまちづくりとして支障ない のか。

事務局: 小野市からは都市計画マスタープラン上、支障ない旨の回答をもらっている。また、周辺にはイオン小野店や小野商店街ほかの商業施設が 集積している地域であるため、支障ないと考えている。

委 員: 駐車場の島状駐車マスに車止めを設置できない理由にある過去のトラ ブルとは何か。

事務局: 島状の駐車マスの車止めに気づかず車を乗り上げる事故や歩行者が車止めにつまずく苦情が発生しており、事業者は設置しない方がよいと考えている。なお、既存店において、島状の駐車マスに車止めを設置しないことで、苦情やトラブルになった事例はないようである。ただし、開業後に何か支障があれば、車止めを設置するとの回答である。

委員: 県として問題はないか。

事務局: 駐車場の安全面から、駐車場ガイドラインを遵守することが望ましい と考えているが努力義務であることからやむを得ない。

委員: 車路側に歩行者用通路を作るのではなくて、駐車マスの間を一段高く して歩行者通路を整備すれば安全ではないか。

関係人: 一段高い歩行者通路を整備すると、排水処理の関係から側溝を複数整備する必要があり、費用もかかることや構造上も難しいと考えられる。

委員: 苦情にはどのようなものがあるか。

関係 人: 本事業者の場合は、夜間に自動車が車止めに乗り上げてしまい、物損があったことから苦情となった。

別の事業者では、例えばA社では年配の方がつまずいて転倒し、骨折 したことから、事業者が訴えられた。詳細は聞いていないが、B社で も同様につまずきによりトラブルになったと聞いている。

車止めに限らず、車路の少しの段差により車内のジュースがこぼれて も、場内設備の不備として事業者に苦情があるとも聞いている。事業 者としても車止めを設置することは、安全上よいことは理解している が、1件でも苦情があれば大きな話になるので、できる限り苦情がな いように計画したい。

委 員: 踏み間違い等により歩行者と接触するリスクがあるため、安全面から は車止めはあった方が好ましい。

委 員: 駐車場ガイドラインが努力義務なのはそのとおりであるが、努力義務 だからといってガイドラインの内容が守られないのであれば意味がな くなる。項目から除外することや、場合分けをするなど、再検討する 必要がある。

委 員: 例えば、サービスエリアの島状駐車マスに車止めはない。サービスエ リアにおいて、ガイドラインで想定しているような、予期しない場所 から車両が現れることによる事故がほとんどなければ、ガイドライン に載せる必要はないかもしれない。そのあたりのご意見を聞きたい。

関係 人: 別事業者からは、予期しない場所から車両が現れることによる事故が あったことは聞いていない。個人的には、見通しの良く、それほど混 雑していない屋外の駐車場では、車止めはなくてもいいと考える。し かし、常に混雑している駐車場では駐車しようと焦ることや、立体駐車場及びピロティの駐車場などは見通しが悪いことから、車止めが必要だと考える。

事務局:ガイドラインを運用するうえで、あまり守られていない基準として、 車いす利用者等のための一時停車マスや、島状駐車マスの車止めがある。停車マスは、例えば小規模な建物にも必要かなど、基準に規模感があっても良いかもしれない。また、島状駐車マスは、例えば混雑している都市部では設置する、比較的余裕のある郊外や田園部では設置しないなど、地域性があっても良いかもしれない。そのあたりを、今後検討していく。

なお、事業者には案件ごとにガイドラインを遵守するよう指導をしている。しかし、事業者の事情により、車止めを設置するところまでいたっていないのが実情である。

委 員: ガイドラインを運営していくうえで、指導に濃淡が出るのは望ましく ない。事業者の考え方などを情報収集して、ガイドラインを改定する ことも視野に入れつつ、引き続き検討していただきたい。

> 次に、壁面緑化について、日の当たらない面の壁面緑化をしている。 委員から再三ご指摘いただいているが、どのように考えているか。

事務局:環境の保全と創造に関する条例では、緑化する壁面の向きや日当たりまでは明記されていない。事務局では、壁面緑化の向きを替えてもらうことなどを指導しているが、強制することはできない。このため、最終的に事業者が選択した結果である。

なお、条例では維持管理することが求められていることから、事務局 では日陰に強い植物を使用することは確認している。 委 員: 強制することができないことは理解している。しかし、適切な緑化は 難しいと考えられる計画については、引き続き可能な範囲で指導して いただきたい。また、当部会で専門的な観点から指摘があったものに ついても、指導していただきたい。

事務局: 承知した。

委員: 通学路について、再度詳細に説明されたい。

事務局: 出入口①の前が通学路であるため、小野小学校と協議を行い、繁忙時 に交通誘導員を配置することと、出入口①に通学路注意の看板を配置 することで協議が整っていると聞いている。

委員: 従業員用駐車場はどこに確保するのか。

事務局: 東側の旧小野市役所の来庁者用駐車場で協議中と聞いている。

委員: 小野市消防本部と小野自動車教習所への影響はどうか。

事務局:協議当初は東側に3カ所出入口をつくる計画であったが、小野市消防本部等と協議を行った結果、消防本部の出入口から離した東側1か所、北側1か所となった。このため、小野市消防本部への影響は最小限であると考える。また、小野自動車教習所の出入口は敷地の東側にあり、本計画地とは直接は交錯しないので影響は少ないと考えている。

委員: 右折の出入庫については、支障ないか。

事務局: 周辺道路の現況交通量は少なく、加えて、計算上も問題はない。また、 県警等とも協議が整っている。このため、支障ないと考えている。

委員: 荷さばき施設②はどのような使い方をするのか。

事務局: 出入口の近くにある生鮮食品コーナーの搬入時に使用すると聞いている。また、北側の出入口付近にも同様に広い空間があるが、こちらでは荷さばきは行わないと聞いている。搬入時には、事前連絡をして交

通誘導員を配置した上で搬入車両の駐車を行い、来客の安全を確保すると聞いている。

委 員:最後に、ガイドラインについては一般的には推奨事項であるため、引き続き状況を確認して、必要であれば見直すこと。その際に、停車マスに代わり、障害者等用駐車マスを増やしてくれている事例も多いことから、代替案を明示することもいいかもしれない。

事務局: 承知した。

委 員: 登下校時間には、出入口に交通誘導員を常時配置した方が良いと思う がいかがか。

事務局: 事務局としても、交通誘導員を常時配置する方がよいと考えている。 しかし、先ほどもご説明したとおり、本計画の場合は小野小学校と協議を行い、繁忙時に交通誘導員を配置することと、出入口①に通学路注意の看板を配置することで協議が整っていると聞いているため、現計画で支障ないと考える。

委 員: ハローズ前の島状駐車マスの間の一方通行部分では、西側の車路から 右折できない。このため、路面標示の位置を調整し、右折できないこ とを分かりやすくした方が良い。

事務局: 承知した。事業者に伝える。

委員: (各委員に諮った上で) 原案どおり知事意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

【審議結果:条例第4条第2項の規定による知事の意見(案)】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 営業時間内に荷さばき施設②において荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。
- 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円 滑な出入庫を図ること。また、店舗周辺の道路は通学路となっていることから、 来客等に安全運転を周知するとともに、地元小学校との協議に基づき通学路注意 の看板を設置するなど歩行者等の安全な通行の確保に努めること。
- 4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- 5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

議案2:(仮称) ドラッグコスモス相生大島店

審議の概要

事務局から計画施設の概要(まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐車需要の充足等交通に係る事項等)について説明した後、審議を行った。

委 員: 南方面からの来店車両は出入口①から左折入庫することになるが、手前の県道と南側の私道の交差点(無信号交差点)を左折する車もあると思われることから、南側の私道が混雑するのではないか。 また、南側の私道を来退店経路としているが、将来的に通行できなく

なる懸念はないか。

事務局: 私道の先にはマリーナや数件の住宅しかないため、交通量はほぼない。また、一般的には南方面からの来店車両は出入口①から左折入庫すると考えられる。しかし、南方面からの来店車両が、仮に全て無信号交差点を左折したとしても、計算上の来店車両は1時間あたり24台を想定しており、2~3分に1台程度であるため、混雑しないと考えられる。

関係 人: 複数の私道の所有者とは、私道を通らせてもらう契約をしている。また、契約している所有者には、本計画地の所有者もいる。そのため、 通行できなくなることはないと考えている。

委 員: 東側にある I H I 播磨病院の救急車両の経路を教えていただきたい。

事務局: 事業者からは、救急車両専用の出入口がないと聞いている。そのため、 救急車両も外来患者の車両と同様に、一般駐車場の北と西の出入口か ら入ると聞いている。病院の一般駐車場の出入口と、本計画の位置関 係から、本計画の車両が直接的に救急車両に与える影響は少ないと考 えている。

委 員: 来店車両の誘導計画はどうか。

事務局: 出入口①に、北からの来店客に対して南側の私道へ誘導する看板を設

置する。また、開店当初は出入口に加えて、無信号交差点にもプラカ

ードを持った交通誘導員を配置して誘導する。

委員: 来退店経路を周知徹底されたい。

事務局: 事業者に伝える。

委員: 看板①はもう少し北に設置して北方面からの来客に早めに知らせないと、誘導できないのではないか。また、北側の県道沿いの別の建物に、本計画への広域誘導看板を設置できないのか。

関係人: 広域誘導看板を検討中だが、詳細はまだ決まっていない。

委 員: 満車になった場合の臨時駐車場については、検討しているのか。

関係人: マリーナの一部を臨時駐車場として借りることになっている。

委員: 計画地の南側の他店舗は、右折の出入庫が認められているのか。

事務局: すぐ南にあるカワベやキリン堂は認められている。

委 員: であれば、本計画でも出入口①においても同様に右折出入庫される可能性がある。来退店経路の周知について、法律の届出までに丁寧に検討を行うこと。加えて、開店後の様子をみて、必要に応じて追加の対応を考えること。

事務局: 法律までに検討して、報告する。

委員: (各委員に諮った上で) 原案どおり知事意見は有しないものとし、留

意事項を付記するものとする。

【審議結果:条例第4条第2項の規定による知事の意見(案)】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。特に、出 入口①における左折の出入庫については、徹底すること。
- 2 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、誘導員を配置 し、来客の安全確保に努めること。
- 3 繁忙時等は、駐車場の出入口や地点3交差点に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫及び路線バスの円滑な運行の確保を図ること。
- 4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上 の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- 5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。